

千葉県読書バリアフリー推進計画の策定の流れ

視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

- 目的**（1条）視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
→全ての国民が等しく読書を通じて文字活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与
- 基本理念**（3条）障害者が利用しやすい書籍・電子書籍の普及、提供、量的拡充、質の向上
- 責務**（4条）国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定、実施
（5条）地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定、実施
- 計画**（7条）文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画により具体化
（8条）地方公共団体は計画策定の努力義務



視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）

施策の方向性

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ①視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備 | ⑤外国からの電子書籍入手のための環境整備 |
| ②インターネットによるサービス提供体制強化 | ⑥端末機器の情報入手支援、ICTの習得支援 |
| ③特定書籍・特定電子書籍等の製作支援 | ⑦先端技術の研究開発の推進 |
| ④アクセシブルな電子書籍販売等の促進 | ⑧製作人材・図書館サービス人材の育成 |

※地方公共団体は、国が特に行うものを除く①②③⑥⑧について、国と同様に施策を講ずる。



千葉県読書バリアフリー推進計画（案）の作成

事務局：生涯学習課（教育振興部） 協力：障害者福祉推進課（健康福祉部）

読書バリアフリー推進庁内検討会（庁内担当者会議）

- 関係課職員（障害者福祉推進課、特別支援教育課、学習指導課、生涯学習課、県立図書館）

- ・市町村への各種調査
- ・関連事業での意見聴取

読書バリアフリー推進部会（生涯学習審議会内に設置）

- 生涯学習審議会委員4名
 - 関係機関の職員等5名（読書バリアフリーに知見のある社会教育、学校教育、障害者福祉関係者）
- ※部会後、生涯審にて報告

教育委員から意見聴取

県民の意見 反映（パブリック・コメント実施）



教育委員会会議議決、知事決裁
千葉県読書バリアフリー推進計画の策定